

# 「官報電子化の基本的考え方」の概要

～官報電子化検討会議取りまとめ～

官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付ける改革について決定  
(令和4年12月デジタル臨時行政調査会)

## 第1章 官報の現状

- 官報は、法令の公布や公示等を行うための国の公報。
- 明治16年の創刊以来、紙の印刷物として発行。
- 内閣府が官報に関することを所掌。(独)国立印刷局へ編集・印刷等を委託。
- 発行は、一般国民が閲覧し、又は入手し得る状態になった最初の時点。  
※国立印刷局本局(東京都虎ノ門)に毎朝8:30に掲示。特別号外も発行。
- 希望者への配送、官報販売所での販売、国立国会図書館への納本等も実施。
- 「インターネット版官報」は、行政手続に使用可能(令和5年1月閣議了解)。

## 第2章 電子官報の発行に関する基本的事項

- インターネットに接続して行う自動公衆送信を利用して発行(ウェブサイト)。
- インターネットは広く浸透しており、現行の紙の官報の発行と同等以上の周知性。いつでも、場所を問わず、無料で閲覧・入手可能となり、利便性が大幅に向上。
- インターネットを利用することができない者への配慮として、①特定の場所での閲覧、②希望者への官報記録事項記載書面の交付等を行う。

## 第3章 官報電子化に伴う官報掲載事項の考え方

- 官報掲載事項は多種多様(法令、告示(法規性あり・なし)、その他掲載事項)であり、官報掲載による法的効果等は異なる。それぞれ分類・整理を行い、官報の電子化によっても、官報への掲載に伴う法的効果等が維持されることを確認。

## 第4章 官報電子化に伴い生じ得る課題への対応

- ①サイバーセキュリティ対策、②システム障害等に備えた冗長性の確保、③改変検知のための電子署名及びタイムスタンプを活用。
- 発行後の通信障害や改変、発行の遅れについて、予防策を講じるとともに、万一生じた場合の考え方を整理。(公告後一定期間が法律で定められているものは、個別法の解釈や個別具体的な事例に即して判断)
- 通信障害等により電子的発行ができない場合は、代替措置として書面版官報を発行。

## 第5章 電子官報の運用・管理に関する事項

- 当面は、90日間の閲覧・頒布期間。(利便性、プライバシーへの配慮を考慮)法令については、その後も継続して情報提供。
- 官報は国立公文書館において永久保存。
- 官報の発行主体は内閣総理大臣。
- 官報の原稿の作成及び官報記録記載書面等の印刷については、国立印刷局に委託することが適当(緊急時の即応、守秘義務等)。
- まずは、電子化(電子媒体への置き換え)を確実に実施。安定的・正確な発行等に留意しつつ、デジタルをいかした業務効率化・利便性向上等に取り組む。